

館林市プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、館林市が発注する業務委託等（以下「業務等」という。）について、プロポーザル方式により当該業務等の履行に最も適した者（以下「受託候補者」という。）を特定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 価格のみによる競争では期待する成果が得られないと認められる業務等で、公募又は指名において一定の要件を満たす者から当該業務等に係る提案書の提出を受け、総合的な見地から判断して受託候補者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、参加しようとする者を公募により募集し、第 4 条に規定する参加資格を満たす者から提案を受ける方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、第 4 条に規定する参加資格を満たす者から、参加させることが適当と認められるものを指名し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。
- (4) 簡易型プロポーザル方式 前 2 号に掲げるもののうち、一部の手続を省略して実施する方式をいう。

(対象業務等)

第 3 条 プロポーザル方式によることができる業務等は、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務等で次に掲げるものとする。

- (1) 行政計画等の調査及び立案業務
- (2) 大規模かつ複雑な施工計画の立案又は景観及び環境等を重視した施設設計業務
- (3) システム開発業務
- (4) 催事、公演、イベント等の芸術性、創造性等を要する業務

- (5) 高度な技術力、企画力、開発力及び経験を要する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当であると認められるもの

(参加資格)

第4条 プロポーザル方式に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業種において、館林市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公募又は指名の日から候補者を特定するまでの間において、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成19年館林市告示第93号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

2 前項第1号に規定する入札参加資格の有無にかかわらず、広く提案を求める必要がある場合には、同号の規定は適用しない。この場合において、市長は、入札参加資格審査を行った上で当該プロポーザル方式に参加させることができる。

(実施要領の策定)

第5条 プロポーザル方式により候補者の特定を行おうとする業務を所管する課（以下「所管課」という。）は、次に掲げる必要事項を定めた実施要領（以下「実施要領」という。）を策定しなければならない。

- (1) 業務名、業務内容、履行期間等
- (2) 見積限度額

- (3) 公募型プロポーザル方式にあつては、申込先、申込方法、申込期間、参加資格確認書類等
- (4) 提案書の内容及び様式、記入上の注意事項等
- (5) 提案書の提出方法、提出期限及び提出先
- (6) 評価方法、評価項目及び評価基準
- (7) 評価結果の通知方法、通知時期等
- (8) 参加申込から契約までの全体スケジュール
- (9) 質疑の提出方法、提出期限、提出先、回答方法等
- (10) 担当部署名及び連絡先
- (11) その他プロポーザル方式の実施に関し必要と認める事項
(審査会への付議)

第6条 所管課は、次に掲げる事項について館林市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に付議し、その決定を経なければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) プロポーザル方式等の採用の適格性及び実施要領に関すること。
- (2) 指名型プロポーザル方式の指名業者選定に関すること。
- (3) 第13条に規定する評価委員会の設置に関すること。

(実施要領等の公表)

第7条 所管課は、公募型プロポーザル方式を実施する場合は、実施要領その他必要な事項を市ホームページ等により公表するものとする。

(参加申込)

第8条 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより、プロポーザル参加申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(参加資格の審査及び審査結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定により申込みをした者の参加資格について、審査が終了したときは、その結果を当該申込みをした者に対し、参加資格確認結果通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

2 所管課は、参加者の資格要件に適合する者が多数あり、候補者の特定に著しい支障が生じると認められるときは、一次審査を行い、参加者を選抜することができる。

(指名通知)

第10条 市長は、指名型プロポーザル方式に係る審査会の決定を経たときは、当該指名をしようとする者に対し、実施要領を添付し、プロポーザル参加指名通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(参加意思確認書等の提出)

第11条 参加者は、公募型プロポーザル方式にあつては参加資格確認結果通知書(参加資格を有すると判断された者に限る。)を受領した後、指名型プロポーザル方式にあつてはプロポーザル参加指名通知書を受領した後、実施要領で定めるところにより、プロポーザル参加意思確認書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(提案書の提出)

第12条 前条の規定により、参加の意思がある旨を示した者(以下「提案者」という。)は、実施要領に定めるところにより、提案書(別記様式第5号)及び必要書類を提出しなければならない。

- 2 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 3 提出された提案書は、提案者に返却しないものとする。
- 4 提出された提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。

(評価委員会の設置)

第13条 所管課は、候補者の特定について、評価委員会を設置しなければならない。

- 2 所管課は、評価委員会の設置に当たっては、必要に応じて評価委員会設置要領を策定するものとする。
- 3 評価委員会は、原則として所管部長を委員長とする5人程度で構成する。
- 4 委員は、業務の内容等を考慮した上で所管部長が任命する。この場合において、業務等の重要性、内容等を考慮し、学識経験者又は専門知識を有する担当職員を委員にすることができる。
- 5 評価委員会の庶務は所管課が処理するものとし、評価委員会に必要となる経費は所管課が負担するものとする。

(評価委員会の所掌事務)

第14条 評価委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容を評価し、候補者を特定すること。

(2) 提案者全員の評価結果及び順位並びに候補者の特定結果を審査会の委員及び契約検査課長を経て、市長に報告すること。

(3) その他必要な事項

(提案書の評価)

第15条 提案書等の審査は、実施要領で定めた評価基準に基づき審査し、原則としてプレゼンテーション等を実施して候補者を特定するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、候補者の特定を中止する。

(1) 評価の結果が受託候補者として求められる評価基準を満たす提案者がいないとき。

(2) 提案者の数が2に満たないとき。ただし、公募型プロポーザル方式の場合にあつては、評価の結果が受託候補者として求められる評価基準を満たす場合を除く。

(3) 実施要領に定めるプロポーザル方式の中止に関する事項があるとき。

(評価結果の通知)

第16条 市長は、提案者全員に対して、評価結果通知書（別記様式第6号）により評価結果を通知するものとする。この場合において、候補者として特定されなかった提案者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

2 前項に規定する通知において、候補者として特定されなかった提案者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（館林市の休日を定める条例（平成元年館林市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、プロポーザル結果通知書についての説明請求書（別記様式第7号）により、その理由について説明を求めることができる。

3 市長は、前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（前項に規定する休日を除く。）以内に回答するものとする。

(評価結果の公表)

第17条 所管課は、評価結果について、次に掲げる事項を公表する。

(1) 業務名

(2) 業務概要及び履行期間

(3) 候補者の所在地及び商号又は名称

(4) 評価基準点及び候補者の評価点

(5) 全ての提案者の所在地及び商号又は名称

(6) その他必要な事項

2 前項の公表は、原則として市ホームページにより行う。

(契約の締結等)

第18条 市長は、候補者を特定したときは、当該候補者と業務等に係る仕様、金額等について協議し、当該協議が整った後に契約を締結するものとする。

2 市長は、候補者との協議が整わないとき、又は当該候補者が第4条の規定若しくは実施要領に定める資格要件に適合しなくなったと認めるときは、当該候補者を失格とした上でその旨を通知し、第15条第1項の規定による評価において次点とされた提案者（以下「次点候補者」という。）を次点候補者に特定し、当該次点候補者と前項に規定する協議及び契約の締結を行うことができるものとする。

3 前項の場合において、市長は、次点候補者との協議が整わないとき、又は当該次点候補者が第4条の規定若しくは実施要領に定める資格要件に適合しなくなったと認めるときは、当該次点候補者を失格とした上で、その理由を付して通知するものとする。

4 所管課は、前項の規定により次点候補者が失格となったときは、当該業務等に係る仕様、金額等の見直しを図り、再度、プロポーザル方式による公募又は指名を行うことができる。

(参加資格の喪失等)

第19条 参加資格確認後において、提案者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該業務等に係る提案を行うことができないものとし、提出された提案書は無効とする。

(1) 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。

(2) 第4条に規定する参加資格を満たさなくなったとき。

(3) 参加申込書、提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項に該当する場合において、市長は、当該提案者に対し、その業務等に係る提案を行うことができない旨を参加資格喪失通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。この場合において、市長は、参加資格を喪失した理由を付して通知するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。